

## ○京丹後市浅茂川温泉静の里条例

平成16年4月1日

条例第183号

## (設置)

第1条 市民の健康の保持と増進を図り、併せて広く観光振興の拠点として市の活性化に寄与するため、京丹後市浅茂川温泉静の里を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 京丹後市浅茂川温泉静の里（以下「静の里」という。）を構成する施設の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

## (管理及び運営)

第3条 市長は、静の里を常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

## (利用の許可)

第4条 静の里の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、静の里の管理上必要な条件を付することができる。

## (利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、静の里の利用を許可しない。

- (1) その利用が静の里の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、静の里の管理上支障があるとき。

## (特別の設備の制限)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、静の里を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

## (利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は静の里の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許

可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係係員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公用又は公益のために利用する場合その他必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 静の里の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に静の里の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 静の里の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 静の里の施設内外の原状回復に関する業務
- (3) 第4条に規定する施設の利用の許可に関する業務
- (4) 静の里の使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第3条から第7条まで及び第9条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の管理の基準）

第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、この条例及び規則を遵守し、適正に静の里の管理を行うこと。
- (2) 静の里の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

（利用料金の収受）

第15条 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に、静の里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の網野町浅茂川温泉浴場の設置及び管理に関する条例（昭和59年網野町条例第1号）又は網野町温水プールの設置及び管理に関する条例（平成15年網野町条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月26日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月28日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の京丹後市浅茂川温泉静の里条例の規定により施設等の利用の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月30日条例第53号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例の規定による改正前の京丹後市浅茂川温泉静の里条例及び京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の規定により施設等の利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年10月14日条例第30号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月25日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の京丹後市弥栄機業センター条例の規定、第2条の規定による改正後の京丹後市織物センター条例の規定、第3条の規定による改正後の京丹後市天女の里交流施設条例の規定、第4条の規定による改正後の京丹後市小町公園条例の規定、第5条の規定による改正後の京丹後市浅茂川温泉静の里条例の規定、第6条の規定による改正後の京丹後市丹後半島森林公園条例の規定、第7条の規定による改正後の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の規定、第8条の規定による改正後の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例の規定、第9条の規定による改正後の京丹後市かぶと山虹の家条例の規定、第10条の規定による改正後の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例の規定及び第11条の規定による改正後の京丹後市てんきてんき村関連施設条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

| 名称           | 位置               |
|--------------|------------------|
| 京丹後市浅茂川温泉静の里 | 京丹後市網野町浅茂川1449番地 |
| 京丹後市網野温泉プール  | 京丹後市網野町浅茂川1427番地 |

別表第2（第8条、第15条関係）

| 利用施設 | 区分      |           | 使用料（円）    |       |
|------|---------|-----------|-----------|-------|
| 浴場   | 1人につき1回 |           | 550       |       |
| プール  | 一般使用    | 1人につき1回   | 大人        | 370   |
|      |         |           | 小人（中学生以下） | 190   |
|      | 占用使用    | 1コースにつき1回 | 4時間以内     | 1,820 |
|      |         |           | 4時間を超える場合 | 3,640 |

備考

- 1 施設の利用時間は、午前10時から午後10時までとする。
- 2 プールの占用使用は、10人以上での使用に限るものとする。
- 3 プールの占用使用につき、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。